回覧

山梨県人と動物の共生社会推進事業　補助事業

猫の不妊・去勢手術費用を助成します

やむを得ず殺処分される不幸な猫をなくすため、
猫の不妊･去勢手術費用の補助を行います。

対象となる猫：飼い主のいる・いないに関わらず、すべての猫

助成金額：手術に要した実費
（不妊手術15,000円、去勢手術10,000円を上限）

※飼い主のいない猫については上記金額に＋1,000円

申請期間：令和5年4月1日
（当日まで遡って適用します）
～　令和6年2月29日（手術前に役場に申請し、手術の許可を得てから手術を行い、3月10日までに請求書を提出して下さい）

不妊・去勢された飼い主のいない猫は耳の一部をカットされ、形が桜の花びらに似ていることから「サクラ猫」と呼ばれます。

※飼い主のいない猫に関するお困りごとがありましたら、区の環境保健委員さんへご相談下さい。

・問合せ先　環境経済課　　275-8355（直通）